

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>【独立行政法人国民生活センター】</p> <p>・本法人の評価に当たっては、振り込め詐欺や訪問販売によるリフォーム工事に関するトラブル、ガス湯沸器や家庭用シュレッダー等の消費生活用製品による事故などのこれまで予期されていないような消費者トラブルの発生等の状況を踏まえ、消費生活情報の迅速な提供と的確な対応に資するよう、地方公共団体への協力要請等についての取組や関係府省・関係機関等との連携等についての取組にも着目した評価を行うべきである。</p>	<p>○平成18年度業務実績項目別評価表の指標欄に「関係省庁や関係機関との連携との状況」を新たに盛り込むこととした。</p>
<p>・相談受付からPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）への登録については、現状では平均58.8日（平均17年度実績）もの日数を要しているが、消費者生活に関する情報の収集・提供等の中核的な機関として、本法人が果たすべき役割・機能の有効性や各種業務の効率性等の評価に資するために、評価の前提となる目標・計画やその達成状況を測定するための指標の設定等が相談案件の内容や処理方法に対応しているなどの合理的なものとなるよう、内閣府独立行政法人評価委員会として主務大臣に対し適切な措置の検討を要請すべきである。</p>	<p>○評価の前提となる目標・計画やその達成状況を測定するための指標の設定等が合理的なものとなるよう、引き続き検討を行なう。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>【所管法人共通】 （人件費削減や給与水準の適正化の取組状況等についての評価） ・各法人の人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において、「各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。」とされたことを踏まえ、各法人における具体的な取組状況、その効果及び法人の給与水準の状況とその適切性等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、厳格な事後評価を行うべきである。</p>	<p>○法人の給与水準の進捗状況等について、説明を受け、評価を行なう。</p>
<p>（随意契約の見直しの取組状況等についての評価） ・随意契約により実施している業務については、国における取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、規約に係る情報公開等についての取組状況等の評価を行うべきである。</p>	<p>○法人から契約の状況等について、説明を受け評価を行なう。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 (案)
<p>(公的研究費の不正使用等の防止に関する取組状況等についての評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の配分を行っている法人又は同資金を受け取っている法人については、同資金の不合理的重複及び過度の集中の排除並びに不正使用及び不正受給の防止のため、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日）等に沿った、体制整備、ルールの整備・明確化等の取組状況についての評価を行うべきである。 	<p>該当なし</p>
<p>(市場化テストの導入を視野に入れた評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化等についての評価においては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストが導入されたことを踏まえ、法人が直接行うことにより高コスト構造になっていると考えられる業務などについては、コスト削減等を図る観点から市場化テストの導入を視野に入れた評価を行うべきである。 	<p>○市場化テストの導入を視野に入れた評価の方法等につき、検討を行なっていく。</p>

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 （案）
<p>（資産の活用状況等についての評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人にも、平成18事業年度から「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」（平成17年6月29日独立行政法人会計基準研究会設定）が適用されたことを踏まえ、各業務の評価に際しても、法人の業務と関係した主要な固定資産について中期目標（本来の目的）どおりのサービス提供（利用等）が行われているかどうかに着目した評価を行うべきである。 また、会議所、職員研修施設、分室等の法人の業務と直接関係しないと考えられる施設については、保有目的や利用状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人が当該施設を保有する必要性等についての評価を行うべきである。 	<p>○主要な固定資産を利用したサービス提供状況については、既に評価を行なっている。</p>
<p>（非公務員化についての評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、中期目標期間が終了する特定独立行政法人については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）等を踏まえ、中期目標期間の終了時の検討を視野に入れ、業務の実施状況を分析し、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行についてどのように取り扱われるべきかが明確になるような評価を行うべきである。 	<p>該当なし</p>